

少年指導委員運営規則

少年指導委員運営規則を次のように定め、公布する。

平成 13 年 3 月 8 日

富山県公安委員会規則第 4 号

少年指導委員運営規則

少年指導委員運営規程（昭和 60 年富山県公安委員会規程第 2 号）の全部を改定する。

（目的）

第 1 条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 38 条、第 38 条の 2、第 38 条の 3 及び少年指導委員規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）に定める少年指導委員の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（活動区域）

第 2 条 規則第 2 条に規定する活動区域は、本県においては、別表の左欄に掲げる活動区域の名称の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める地域とする。

（委嘱手続）

第 3 条 警察署長（以下「署長」という。）は、前条の活動区域内に居住し、又は勤務し、かつ、当該区域の実情に精通している者のうちから、地域住民、少年の健全育成のための関係機関・団体の意見を聞いて、少年指導委員としての適任者を警察本部長（以下「本部長」という。）に委嘱の上申をするものとする。

2 本部長は、前項の上申があったときは、当該上申に係る者を少年指導委員の適任者として、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に委嘱の推薦をするものとする。

3 公安委員会は、前項の推薦があったときは、法第 38 条第 1 項に規定する要件を満たしているか否かについて審査を行った上、要件を満たしていると認めたときは、当該推薦に係る者に委嘱状（別記様式第 1 号）を交付し、少年指導委員として委嘱する。

4 公安委員会は、前項の委嘱をしたときは、当該少年指導委員の氏名及び連絡先を富山県報（富山県報発行規則（昭和 28 年富山県規則第 44 号）に定めるものをいう。）により公示する。

（少年指導委員身分証の交付）

第 4 条 前条第 3 項の規定により少年指導委員の委嘱をしたときは、当該委嘱に係る者に別記様式第 2 号の少年指導委員身分証を交付するものとする。

（研修）

第 5 条 公安委員会は、少年指導委員に対し規則第 7 条により、必要な研修を実施するものとする。

（関係機関との連絡及び協力）

第 6 条 少年指導委員は、平素から関係機関・団体等と連絡を密にして少年を取り巻く環境の実態把握に努め、その職務遂行に当たっては、これらの機関と協力し、効果のある活動を行うものとする。

(活動の記録等)

第7条 少年指導委員は、法第38条第2項及び規則第4条に規定する活動を実施したときは、その状況を少年指導委員活動記録簿（別記様式第3号）により明らかにしておくものとする。

2 少年指導委員は、その活動結果について、当該少年指導委員の活動区域を管轄する警察署の署長と緊密な連絡を行うものとする。

(立入り)

第8条 公安委員会は、規則第9条に基づき、別記様式第4号により、少年指導委員に立入りを指示するものとする。

2 公安委員会は、法第38条の2第1項の規定により立入りを実施する少年指導委員に対して、規則別記様式の少年指導委員証を交付し、携帯させるものとする。

3 少年指導委員は、法第38条の2第1項の規定により立入りをを行うに当たっては、少年指導委員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示するものとする。

4 少年指導委員は、立入りを実施した場合は、規則第9条第2項に基づき、別記様式第5号により、公安委員会に遅滞なく報告するものとする。

(解嘱手続)

第9条 署長は、当該警察署の管轄区域内の地域を活動区域とする少年指導委員が法第38条第6項に規定する解嘱事由に該当するに至ったと認めたときは、速やかに解嘱事由に該当する事実を明らかにして、当該少年指導委員の解嘱を本部長に上申するものとする。

2 本部長は、前項の上申があったときは、当該上申に係る少年指導委員の解嘱を公安委員会に具申するものとする。

3 公安委員会は、前項の具申があったときは、速やかに解嘱事由に該当する事実の有無を調査し、当該少年指導委員が解嘱事由に該当すると認めたときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員規則第26号）第3章の規定により弁明の機会を与えた上、当該少年指導委員を解嘱することができる。

(少年指導委員身分証の返納)

第10条 少年指導委員は、任期が満了して再委嘱されないとき、又は解嘱されたときは、速やかに少年指導委員身分証を公安委員会に返納しなければならない。

(本部長への委任)

第11条 この規則を施行するために必要な事項は、本部長が別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月3日富山県公安委員会規則第14号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月7日から施行する。

附 則（平成17年10月28日富山県公安委員会規則第15号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日富山県公安委員会規則第5号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日富山県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成18年7月27日富山県公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月5日富山県公安委員会規則第2号抄）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月16日富山県公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

活動区域の名称	活動区域
入善区域	入善警察署管内
黒部区域	黒部警察署管内
魚津区域	魚津警察署管内
滑川区域	滑川警察署管内
上市区域	上市警察署管内
富山中央区域	富山中央警察署管内
富山南区域	富山南警察署管内
富山西区域	富山西警察署管内
射水区域	射水警察署管内
高岡区域	高岡警察署管内
氷見区域	氷見警察署管内
砺波区域	砺波警察署管内
南砺区域	南砺警察署管内
小矢部区域	小矢部警察署管内

(別記様式省略)